

令和4年3月

第一回定例会

予算決算委員会経済分科会

条例案件資料

農水局

農業委員会

令和 4 年 2 月

第一回定例会議案

熊 本 市

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成 19 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表中 7 2 の項を削り、7 3 の項を 7 2 の項とし、7 4 の項を削り、7 5 の項を 7 3 の項とし、7 6 の項から 8 3 の項までを 2 項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

8 2	熊本市総合計画審議会	熊本市第 7 次総合計画の評価・検証及び次期熊本市総合計画の策定について、必要な事項を審議する。
8 3	熊本城復旧基本計画検証委員会	熊本城復旧基本計画に基づく事業の検証を行い、計画の見直しに必要な事項を審議する。
8 4	熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議	新型コロナウイルス感染症に係る感染状況、医療提供体制等の評価を行うとともに、本市の対策等について、必要な事項を審議する。
8 5	熊本市緑の基本計画推進委員会	熊本市緑の基本計画の着実な推進を図るため、その評価及び進捗管理を行うとともに、必要な事項を審議する。
8 6	熊本市健全な森づくり推進協議会	熊本市健全な森づくり推進計画の着実な推進を図るため、必要な事項を協議する。

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（提出理由）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づく附属機関を設置する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

1. 廃止する附属機関

	附属機関名	設置目的
74	熊本市健全な森づくり推進計画（仮称）策定委員会	熊本市健全な森づくり推進計画（仮称）を策定するため、必要な事項を審議する。

2. 廃止する理由

令和2年度に「熊本市健全な森づくり推進計画（仮称）」を策定するために、必要な事項を審議する附属機関として設置していたが、令和3年3月に計画策定が完了したことから、「熊本市健全な森づくり推進計画（仮称）策定委員会」を廃止するもの。

3. 新たに設置する附属機関

	附属機関名	設置目的
86	熊本市健全な森づくり推進協議会	熊本市健全な森づくり推進計画の着実な推進を図るため、必要な事項を協議する。

4. 設置する理由

今後の「熊本市健全な森づくり推進計画」の着実な推進や計画見直しにおいて、必要な事項を協議する附属機関として、新たに「熊本市健全な森づくり推進協議会」を設置するもの。

5. 施行日

令和4年（2022年）4月1日から施行する。

熊本市九州自然歩道利用拠点施設条例の一部改正について

熊本市九州自然歩道利用拠点施設条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市九州自然歩道利用拠点施設条例の一部を改正する条例

熊本市九州自然歩道利用拠点施設条例（平成 1 3 年条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「並びに」を「、」に改め、「振興」の次に「並びに森林環境教育等の推進」を加える。

第 3 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 森林の有する機能の学習並びに森林及び木材を活用した体験活動に関すること。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

熊本市九州自然歩道利用拠点施設が行う事業を拡充するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

